

財 関 第 3 3 号
平成 27 年 1 月 9 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成 26 年条約第 19 号）の発効に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 1 月 15 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第5290-14号の次に税関様式C第5290-15(1)号を別紙7-1のように、税関様式C第5290-15(2)号を別紙7-2のように定める。

税関様式C第5291-3(2)号の次に税関様式C第5292号から税関様式C第5293-2号までをそれぞれ別紙7-3から別紙7-7までのように定める。

税関様式C第5295号を別紙7-8のように改める。

税関様式T第1010号を別紙7-9のように、税関様式T第1070号を別紙7-10のように、税関様式T第1080号を別紙7-11のように、税関様式T第1090号を別紙7-12のように、税関様式T第1110号を別紙7-13のように、税関様式T第1130号を別紙7-14のように、税関様式T第1140号を別紙7-15のように、税関様式T第1150号を別紙7-16のように、税関様式T第1160号を別紙7-17のように、税関様式T第1170号を別紙7-18のように改める。

税関様式P第1000号の次に税関様式P第1100号、税関様式P第1110号及び税関様式P第1110号-2をそれぞれ別紙7-19から別紙7-21のように定める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙7-22「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。